

議第161号

平成19年度京都市病院事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度京都市病院事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的支出の補正)

第2条 平成19年度京都市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）

第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書き中「750,200千円」を「727,200千円」に改める。

(科 目)	支 出		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 市立病院事業資本的支出	2,054,000	△23,000	2,031,000
第1項 建設改良費	1,481,141	△23,000	1,458,141

(債務負担行為の補正)

第3条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第4条の2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市立病院整備事業費	平成20年度及び平成21年度	千円 43,000

平成20年2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

市立病院整備に要する経費等を補正する必要があるので提案する。